

# 会社法 I 期末試験

## <注意事項>

○学生IDのマークの際には、次の点に注意すること。

- ・学生IDの0と1を間違えてマークする学生が多いので、注意すること。
- ・学生IDが8桁の学生は、下2桁は\*をマークすること。

○マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

[第1問] (配点: 5点)

企業形態としての株式会社の特徴に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 株主は、いつでも会社から脱退して、出資財産の払戻しを受けることができる。
- イ) 株主は、その有する株式を、自由に譲渡することができることが原則とされる。
- ウ) 株式会社は法人であり、権利・義務の主体になる資格を有する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

株式会社の機関設計に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 大会社でも公開会社でもない会社に設置が義務付けられる機関は、株主総会だけである。
- イ) 取締役会設置会社には、原則として監査役が設置されなければならない。
- ウ) 公開会社には、会計監査人が設置されなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

株主の地位に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主は株式会社の出資者であるが、銀行は、単に会社に金銭を貸し付けたというだけでは、株式会社の出資者にはならない。
- イ) 会社法104条は、「株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。」と定める。同条のルールによれば、100万円を出資して会社の株主になった者は、会社に対して債権を有しているが会社から弁済を受けられなかった者に対して、100万円までは責任を負う。
- ウ) 会社法109条は、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」と定める。株主優待制度は、株主に、厳密には持株数に比例しない形で特典を与えることが多いが、そのようなものも、同条のルールには違反しないと考えられている。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

株主総会の招集や議事に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定は、原則として取締役会の決議によらなければならない。
- イ) 判例によれば、株主総会の招集権者に関するルールが守られなかった場合であっても、株主全員がその株主総会の開催に同意して出席し、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときには、その決議は有効に成立したものとされる。
- ウ) ある会社の株主総会で、株主から質問はなかったが、取締役が議案についての説明をした。しかし、その説明は虚偽のものであった。そのような場合、取締役は、会社法314条の定める説明義務に違反したことになる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

株主総会の決議に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法の規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- イ) 取締役会設置会社においては、株主総会は、招集の決定の際に定められた目的事項以外の事項についても、決議をすることができる。
- ウ) 取締役会設置会社においては、決議の際の採決方法は投票用紙に限られる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

株主の議決権行使に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

会社法310条1項によれば、株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。判例によれば、議決権行使の代理人資格をその会社の株主に限る旨の定款規定は、同項に（ア）である。また、判例によれば、そのような定款規定を定めている会社（A会社）の株主が別の会社（B会社）である場合に、A会社の株主総会にB会社はその従業員（A会社の株式は保有していない）を代理人として出席させ、議決権を行使させることは、そのような定款規定に（イ）。以上のような議決権の代理行使に加えて、会社法には、書面による議決権行使（書面投票）の制度も定められている。書面投票を認めるかどうかは原則として会社の任意であるが、（ウ）会社は、必ず書面投票を認めなければならない。

- |                |        |                |
|----------------|--------|----------------|
| 1. ア＝反することなく有効 | イ＝反する  | ウ＝公開           |
| 2. ア＝反し無効      | イ＝反する  | ウ＝公開           |
| 3. ア＝反することなく有効 | イ＝反しない | ウ＝公開           |
| 4. ア＝反し無効      | イ＝反しない | ウ＝株主数が1000人以上の |
| 5. ア＝反することなく有効 | イ＝反しない | ウ＝株主数が1000人以上の |
| 6. ア＝反し無効      | イ＝反する  | ウ＝株主数が1000人以上の |

〔第7問〕（配点：5点）

会社法 120 条が定める株主の権利行使に関する利益供与に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 7 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社は、株主の権利行使に関し、財産上の利益を供与してはならない。供与の相手方は限定されておらず、株主以外の者に対してそのような利益の供与をすることも禁じられる。
- イ) 株主総会で議決権を行使した株主に、議決権行使の謝礼として 1 人あたり 500 円程度のプリペイドカードを交付するようなことも、株主の権利行使に関する財産上の利益の供与といえるため、例外なく会社法 120 条によって禁止される。
- ウ) 判例によれば、経営者から見て望ましくない株主から株式を買い取るための対価を会社が供与することは、会社法 120 条によって禁止されない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

株主総会の決議の取消しに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 8 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主総会の決議の内容が法令に違反する場合、その決議の効力を争うためには、提訴期間内に決議の取消しの訴えを提起しなければならない。
- イ) 株主総会の招集手続が著しく不公正であった場合にも、裁判所は、その事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、決議取消請求を棄却することができる。
- ウ) 判例によれば、決議の取消しの訴えの提訴期間が経過した後で、取消事由を追加することは認められない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第9問〕（配点：5点）

株式会社の役員を選任等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役を選任する株主総会決議の決議要件は普通決議だが、定足数は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1までしか引き下げることができない。
- イ) 監査役は、正当な理由がある場合に限り、株主総会の決議によって解任することができる。
- ウ) 取締役の任期は、公開会社でない株式会社においては、定款によって、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

株式会社の代表に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものは、株式会社を代表する。
- イ) 代表取締役の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- ウ) 判例によれば、表見代表取締役に関する規定は、取締役ではない使用人に、株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合にも、類推適用される。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

取締役会の権限・職務に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会は、重要な業務執行の決定を代表取締役等に委任することはできない。
- イ) 判例によれば、代表取締役が取締役会の決議を経ずに、重要な業務執行にあたる対外的な取引行為をした場合にも、その行為は原則として有効であり、その行為が取締役会の決議を経していないことを相手方が知りまたは知り得べかりしときに限って、その行為は無効である。
- ウ) 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する。通説によれば、取締役会による監督は、適法性だけを基準として行われる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

株式会社の監査に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) P 会社の監査役は P 会社の取締役を兼ねることができないが、P 会社の使用人を兼ねることができる。
- イ) ある会社に監査役が A と B の 2 人いる場合、A は、B がそれに反対したとしても、取締役の行為の差止請求をすることができる。
- ウ) 監査役会設置会社において、会計監査人の選任議案の内容は取締役会が決定するが、監査役会は同議案について意見を述べるすることができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

取締役の義務・責任に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、取締役の経営上の専門的判断に委ねられるような決定については、決定の過程、内容が合理的でない限り、取締役としての善管注意義務に違反する。
- イ) 判例によれば、取締役の法令違反行為は、それが取締役としての善管注意義務に違反する場合に限って、任務懈怠とされる。
- ウ) 判例によれば、取締役は、取締役会に上程された事柄についてだけ監視することどまらず、代表取締役の業務執行一般について監視する義務を負う。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

会社法 361 条 1 項柱書は「取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。」と規定し、同項 1 号は「報酬等のうち額が確定しているものについては、その額」と規定する。会社法 361 条に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役の基本報酬については、株主総会の決議によって取締役の個人別の額を定めなくとも、取締役全員分の最高限度額を決議すれば、会社法 361 条には違反しない。
- イ) 判例によれば、取締役の退職慰労金について、支給基準を示して、具体的な金額等をその基準によって定めることを取締役会に一任する決議をすることは、株主総会で報酬の額を定めることにはならないため、会社法 361 条に違反する。
- ウ) 株式報酬は、会社法 361 条にいう「報酬等」に該当する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ



〔第15問〕（配点：5点）

会社法356条1項2号・3号に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

一般に、会社法356条1項2号が定める取引は直接取引、同項3号が定める取引は間接取引と呼ばれる。同項2号は「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。」と規定しており、そこでいう「自己又は第三者のために」とは、通説によれば「自己または第三者の（ア）」という意味である。たとえば、下に記す（イ）の場合がP会社にとって直接取引に該当し、その他の場合がP会社にとって間接取引に該当する。会社法所定の手続による承認を受けずに行われた間接取引の効力について、判例は、（ウ）とする。

①P会社の取締役Aが、自ら、P会社と取引する場合

②P会社の取締役Bが、Q会社の代表取締役を兼ねており、Q会社を代表してP会社と取引をする場合

③P会社の代表取締役CがR銀行から金銭を借入れ、その借入債務について、CがP会社を代表してR銀行との間で保証契約を締結する場合

1. ア＝計算で      イ＝①  
ウ＝相手方である第三者の悪意を証明しなければ無効を主張することができない
2. ア＝名で      イ＝①  
ウ＝相手方である第三者の悪意を証明しなければ無効を主張することができない
3. ア＝計算で      イ＝①  
ウ＝相手方の利益保護の観点から有効である
4. ア＝名で      イ＝①と②  
ウ＝相手方の利益保護の観点から有効である
5. ア＝計算で      イ＝①と②  
ウ＝相手方の利益保護の観点から有効である
6. ア＝名で      イ＝①と②  
ウ＝相手方である第三者の悪意を証明しなければ無効を主張することができない

〔第16問〕（配点：5点）

会社法 356 条 1 項 1 号は、「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。」と規定する。会社法 356 条 1 項 1 号に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 1 6 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法 356 条 1 項 1 号にいう「自己又は第三者のために」とは、通説によれば、「自己または第三者の計算で」という意味である。
- イ) 会社法 356 条 1 項 1 号の取引によって会社に損害が生じたときは、取締役はその任務を怠ったものと推定される。
- ウ) 取締役が退任後に会社と競合する事業を行うつもりで、在任中に従業員を引き抜く行為は、会社法 356 条 1 項 1 号の取引に該当する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

株主代表訴訟・取締役の行為の差止めに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 1 7 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、株主代表訴訟で追及できる取締役の責任には、取締役の地位に基づく責任だけが含まれる。
- イ) A 会社の株主が A 会社の取締役の責任を追及するために提起した株主代表訴訟において、A 会社は、被告取締役の側に補助参加することができる。
- ウ) 監査役会設置会社において、6 か月前から引き続き株式を有する株主は、取締役が法令に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやまることを請求することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

取締役の第三者に対する責任に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

会社法429条1項は、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。同項について問題になる第三者の損害には、いわゆる間接損害と直接損害がある。たとえば、下に記す（ア）のXの損害が間接損害の例である。判例によれば、会社法429条1項によって役員等が第三者に責任を負うのは、（イ）である。通説は（ウ）について、当該会社の株主は、自らが第三者であるとして会社法429条1項の責任を追及することはできないとする。

①A会社の代表取締役Yが、代金支払の見込みがないことを知りつつA会社を代表してXから金銭を借り入れ、その後、A会社が倒産して借入金の返済が行われなかったことによるXの損害

②A会社の代表取締役Yが、妻が経営するB会社に対して、回収見込みがないことを知りつつ貸付けを行い、その後、当該貸付金が回収できなかったことからA会社も債務超過におちいり、そのことによって、A会社の債権者Xの債権が回収不能になったことによるXの損害

- |        |                   |        |
|--------|-------------------|--------|
| 1. ア＝① | イ＝間接損害と直接損害の両方の場合 | ウ＝間接損害 |
| 2. ア＝① | イ＝間接損害の場合だけ       | ウ＝直接損害 |
| 3. ア＝① | イ＝間接損害と直接損害の両方の場合 | ウ＝直接損害 |
| 4. ア＝② | イ＝間接損害の場合だけ       | ウ＝直接損害 |
| 5. ア＝② | イ＝間接損害と直接損害の両方の場合 | ウ＝間接損害 |
| 6. ア＝② | イ＝間接損害の場合だけ       | ウ＝間接損害 |

〔第19問〕（配点：5点）

取締役の第三者に対する責任や会社債権者の保護に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によって法人格の濫用だとされた事例として、たとえば、Y会社が債務を免れるために新会社を設立し、従来の資産や従業員を用いて従来と同様の事業を開始したという事例がある。
- イ) 判例によれば、取締役に選任されていない者について取締役への就任登記が行われた場合、その登記について取締役とされた本人が承諾を与えたのであれば、当該本人も、同人に故意または過失があるかぎり、当該登記事項の不実なことをもって善意の第三者に対抗することができない。
- ウ) 判例は、名目的取締役は取締役とはいえないことから、名目的取締役について監視義務違反を理由とする第三者に対する責任を認めてこなかった。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

役員等の責任の免除等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 役員等の任務懈怠責任は、株主総会の特別決議によって、その全部を免除することができる。
- イ) 取締役と会社が補償契約を締結することで、取締役の会社に対する責任による損害賠償金を、会社が補償することができる。
- ウ) 役員等賠償責任保険契約の内容を決定するには、取締役会設置会社では取締役会の決議によらなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 5    〔第2問〕 2    〔第3問〕 6    〔第4問〕 4    〔第5問〕 1  
〔第6問〕 5    〔第7問〕 1    〔第8問〕 3    〔第9問〕 6    〔第10問〕 5  
〔第11問〕 4    〔第12問〕 2    〔第13問〕 3    〔第14問〕 6    〔第15問〕 6  
〔第16問〕 1    〔第17問〕 2    〔第18問〕 5    〔第19問〕 4    〔第20問〕 3